

I. はじめに

本書の著者田中實先生（慶応義塾大学名誉教授）は、平成5年7月29日未明急逝された（享年71歳）。田中先生は、信託法研究の文字通り第一人者で、昭和52年にフィランソロピー活動の担い手の一つである公益信託を世に出し、その前年の信託法学会設立に多大な貢献をなされた方であることは、衆目の一致するところであろう。さらに筆者にとっては、学部時代から四半世紀を越えて、民法、信託法、特に公益法人、公益信託につき多くの学恩をいただいたかけがえのない恩師である。その学恩にほとんど報いることのできない不肖の弟子で、まだまだ多くのことをお教えいただきたく、田中先生の突然のご逝去は、ただただ残念の一言に尽きる。本書は、田中先生のいわば最後の著作となられた。プライベートなことで申し訳ないが、平成2年5月に「信託法研究」14号で、筆者は、田中先生と創価大学教授山田昭先生のご共著『信託法』（学陽書房）の文献紹介を書かせていただいた。その読後感の中で、筆者は、不遜にも自分の立場を考えずに、「信託の本質論に関する学説の対立を、もう少し具体的な問題ごとに詳細に論じてほしかった」などと書いてしまった。その後、田中先生にお会いした折、「今、信託法入門書を書き直しているんです。雨宮さんからきつく指摘されましたからね。」と柔和な顔でお話しなさっていたことを今思い出す。その時書かれていたご著書が本書であり、その上、この文献紹介は、平成5年5月発行の「信託法研究」17号に掲載される予定であったが、筆者の健康上の理由で、1年のばしていただいたというおまけがつく。そのため、せっかくの田中先生のご努力とご意志におこたえできず、本拙文を読んでもいただけないことにも本当に悔いが残る。

前置きが長くなってしまったが、これまで田中先生からいただいた多くの学恩に深謝しつつ、ご冥福を心よりお祈り申し上げる次第である。

さて、信託は、英米の歴史の中で培われた財産管理制度の一つであり、大陸法的理解に慣れたわが国の法制度の中では理解しにくいと考えられている。そのわかりにくいと言われている信託について、本書は実に平易な文章で、信託の専門家は言うまでもなく、はじめて信託法を学ぶ者にとってもわかりやすく格好の入門書である。そして、単

にわかりやすいというだけでなく、その中味の専門性はかなり高い。本書の「はしがき」で著者が述べておられるように、信託法に画期的な理論をうち立てられた故・四宮和夫先生の考え方（四宮説）の跡づけを行ないながら、著者独自の考え方（田中説）を整理し、再検討を行なったことが、その専門性をより高めることになったと思われる。前述した別著『信託法』（学陽書房）と同様の記述が多くみられるのは確かだが、入門書または教科書としては、さらに読みやすく、具体的な問題についての学説の対立の中味が、非常に鮮明にえがかれている点が貴重である。本稿では、紙面の都合上、本書の内容すべてに触れるのではなく、著者独自の見解である「田中説」の特徴をとり上げ、感想を述べてみたい。

II. 本書の構成

本章は第1章から10章まで、次のような構成となっている。

第1章 財産管理制度としての信託

1. 信託とは何か——その考え方
2. 他の財産管理制度との比較
3. 法源と位置づけ

第2章 信託制度の歴史的形成

1. 信託の起源と制度的変化
2. 近代的信託制度への展開
3. わが国の信託と信託法制

第3章 信託の意義と種類

1. 信託の法的構成
2. 信託の種類
3. 信託の特殊形態

第4章 信託の成立

1. 信託行為
2. 信託関係者
3. 信託の目的とその制限

第5章 信託財産

1. 信託財産のあり方
2. 信託の公示
3. 信託財産の保全

文 献 紹 介

第6章 信託の効力

1. 信託関係の基本
2. 受託者の義務と有限責任
3. 複数受託者の合手的関係
4. 受託者の地位と権利
5. 信託違反
6. 受益者の権利と義務
7. 信託事務の監督

第7章 信託の承継

1. 受託者の交代
2. 信託の承継

第8章 信託の終了——信託の消滅

1. 信託の終了する場合
2. 信託終了の効果

第9章 公益信託

1. 公益信託とその実用化
2. 公益信託と財団法人との対比
3. 公益信託の成立と法律関係
4. 公益信託の管理と監督
5. 公益信託の終了と継続性

第10章 営業信託

1. 信託会社と信託業界
2. 信託業法
3. 貸付信託
4. 証券投資信託
5. 担保附社債信託

III. 「田中説」の特徴

(1) 信託の本質論

信託とは、信託法1条に「本法ニ於テ信託ト称スルハ財産権ノ移転其ノ他ノ処分ヲ為シ他人ヲシテ一定ノ目的ニ従ヒ財産ノ管理又ハ処分ヲ為サシムルヲ謂フ」と定義されている。これを具体的に言いなおしてみると、信託とは、ある人（委託者）から他の人（受

託者) に対して財産権の移転その他の処分をする(受託者名義をつくる), そこで, その対象となった財産(信託財産)について, 受託者に, 一定の目的に従って管理または処分させること, である(27頁)。

この定義からもわかるように, 信託の重要な点は, (1)財産権の移転と, (2)その財産に対する一定目的の管理の二点である。

(1)財産権の移転とは, 委託者から受託者に財産を単に引渡すというのではなく, 法的に権利(名義)を移転することであり, 受託者はその対象となった財産権を取得し, 名義人となる。(2)一定目的に従う財産管理とは, 信託設定の対象となった財産を受託者が一定の目的(信託の本旨)に従って管理または処分をすることである。この二つの部分が複合して信託は成り立つわけであるが, この二つの部分を法律的にどうとらえるかが, 信託の本質論と結びつく。この考え方の相違により, 受託者の信託違反の法的性質や受益権の性質をどう考えるか等, 信託の本質に関わる問題について, その理論構成や結論が大きく異なることになる。

たとえば, 従来の多数説である「債権説」は, 信託の本質を, 委託者から受託者に権利名義を移した(完全権の取得)財産を対象に, 受託者名義のもとに一定目的の管理を負わせるものとする。つまり, この説は信託は, 信託財産を一定目的のもとに管理させる債権関係であり, 受益権は受託者に対する債権とみられるとの法的構成から, 「債権説」と呼ばれている(31頁)。この説によれば, 受託者は, 信託財産につき完全権を有し, 一定目的に従って管理を行う債務を負う。この義務に違反して受託者が不当な管理・処分をした場合には——つまり信託違反をした場合には, 受託者は単に債務不履行責任を負うにとどまり, 信託法の特別規定(27条, 29条, 31条など)は, 受託者の責任を重くし, 委託者, 受益者の利益を保護するために設けられたと説明する。

これに対し, 信託の本質にかなうよう, また, 民法の物権, 債権の区分にこだわらず, 信託の二つの部分を総合的に考える理論(四宮説)があらわれ, これが近時の有力説になりだした。「四宮説」によると, 信託の設定により, 信託財産の名義は受託者に移るが, それは財産の管理をしてもらうためであり, 受託者は名義と管理権を取得するだけで, 完全権を取得するわけではない。信託財産は受託者の固有財産と区別され, 信託財産としての独立性がたつよ認められる結果, 受託者は管理権者にすぎず, 信託財産自体について実質的法主体性を構成することが可能である。受益者の権利は単なる債権ではなく, 信託財産に連絡する効力を併有するところがあり, むしろ物権に類する性質をもつもの(物的権利)と認められるべきである(32頁)。

したがって, 受託者の信託違反についても単なる債務不履行ではなく不法行為の性質

文 献 紹 介

もあわせもつものと考えられ、信託法の特別規定も、この特質を明らかにしたものと見えるとする。

著者の「田中説」は、信託理論の基本理解としては「四宮説」に概ね賛同しながら、細部について新しい見解を示している。まず受益権の性質については、民法上の理解による債権か物権かで割り切るのは無理であり、受益権には債権的要素と物権的要素が併存する。受益権も財産権の一種であり、それを機能的に分解すると、受託者には財産権の管理権能、受益者には財産権の収益支配権能が帰属するというふうにする(128頁)。受託者に信託財産の名義を移すのは管理権能を与えるためであり、財産権の基本とも言うべき収益支配権能は受益権として受益者にあるとする。また信託の具体的な内容によっては、たとえば利殖のための金銭信託で、信託終了後も金銭で支払うという場合には、債権説の方が良いとする。したがって、受益権の消滅時効を考える場合、四宮説では一般の財産権として20年(民法167条2項)(四宮和夫『信託法(新版)』(有斐閣)336頁)、「債権説」では10年(民法167条1項)となるが、「田中説」では、金銭信託については10年、その他については20年と考えている(129頁)。

信託違反について「田中説」は、英国では民事上の違法行為(Civil Wrong)には、債務不履行(Breach of Contract)と不法行為(Tort)にならび、第三の型として信託違反(Breach of Trust)がある。わが国には民法という統一体系があるので、英法のシステムをそのまま日本に入れられるわけではない。しかしながら、信託違反の結果、信託法では、損失の填補、原状回復(27条)の二つの救済方法が認められている。「債権説」はもちろんのこと、「四宮説」のように債務不履行と不法行為の両性質を併せもつと説明しても、民法上は、いずれも金銭賠償が原則であるから、信託違反の責任の内容が損失の填補や原状回復になることの説明としては不十分である。信託違反の責任は、民法上の債務不履行や不法行為ではカバーしきれない、別個の民事責任である。つまり、信託違反は、破られた信頼関係と併せて信託財産上の損失を回復するために認められたもので、債務不履行や不法行為のように損害賠償債権の発生原因として構成されたものとは異なる責任及び救済手段となっているのだと説明している(124, 125頁)。信託の歴史的な発展過程や特質からとらえられた卓見だと考える。

(2) 訴訟信託禁止の意義

「田中説」の特色は、訴訟信託の意義にもあらわれる。信託法11条は、訴訟をさせるための信託を禁止している。従来、この立法趣旨を、(1)弁護士代理の原則の回避の防止、三百代言の好ましくない活動の防止、(2)濫訴・健訟の弊害の防止などと説明されていた。信託関係の判例では、この訴訟信託に関するものが多数を占める。「田中説」はこれら

の判例を検討した上で、(1)の理由ならば、弁護士の資格のある者なら訴訟信託を引受けても良いのか、(2)については、憲法上、裁判を受ける権利が国民に認められているのに、訴訟好きが社会的弊害になるほどいけないことかと疑問を投げかける（四宮・前掲書144頁も(2)の理由につき同旨の疑問をあげ、田中説の指摘を強調する）。「田中説」の言わんとするところは、訴訟信託禁止の趣旨は、他人の紛争に介入し、しかも国家の裁判制度を通じて、社会観念上、不当な利益を追求するという反公序良俗性はその根拠となるという点である。

(3) 公益信託

信託法の概説書は、古いものを含めれば多数存在するが、公益信託についてこれほど紙幅を使ったものはない。

公益信託は、委託者が私財を、学術振興、社会福祉、国際交流、環境保全等の公益目的のために受託者に信託譲渡し、受託者は、主務官庁の許可を得て、信託財産を管理・運用して公益信託目的の実現を図る制度である。民法第34条の公益法人——特に財団法人——とその社会的機能は同一である。現在、公益信託は、450件を越え、フィランソロピー活動の担い手として社会に根づいており、今後もその活動には、大きな期待がよせられているところである。

著者は、先にも述べた通り、50年間、信託法の上だけにあった公益信託を、現実在世に送り出した最大の貢献者である。その思い入れも深いものがあったと思われる。本書でも公益信託の歴史、内容、法的問題のすべてを網羅して述べられている。公益信託を理解したいと望む者は、本書の公益信託の部分を読むことを是非おすすめしたい。

(松蔭女子短期大学教授)

〔田中實著『信託法入門』有斐閣、1992年、B6判、193頁、定価1,380円〕